

『D. H. ロレンス研究』

第36号原稿募集要項

原稿締切日 2025 年 9月14日

原稿送付先 e-mail: d.h.lawrence.studies.japan@gmail.com

『D. H. ロレンス研究』 投稿規定

1. 投稿論文は D. H. ロレンスに関する未発表のものに限る。ただし、すでに口頭で発表し、その旨を明記している場合は審査の対象となり得る。
2. 投稿者は、前年度末までに日本ロレンス協会の会員であることとする。
3. 論文は次の長さとする。ただし文献書誌は含まない。
 - (1) 和文の場合は、A4 判 1 ページ 40 字× 30 行で 15 枚以内。横書き。
 - (2) 英文の場合は、A4 判で 7,000 語以内。英語を母語としない投稿者はネイティブ・チェックを受けることが望ましい。和文、英文ともに、英文シノプシス（表題・氏名含め 300 語以内）をつける。英語を母語としない投稿者はネイティブ・チェックを受けることが望ましい。
4. 論文は WORD ファイル形式 (.doc または .docx) とし、電子メールで提出する。宛先は d.h.lawrence.studies.japan@gmail.com（メールの「件名」は「投稿論文」とする）。
5. 書式上の注意
 - (1) 注は原稿の末尾にまとめてつける。
 - (2) 日本語論文の場合、英文の引用は原文のままでも日本語訳でも良い。ただし地の日本文中に挿入する場合は、原則として日本語に訳して引用する。
 - (3) 日本語の場合、本文および引用文の人名等は初出の箇所を原綴りをカッコの中に記す。
 - (4) その他の書式の細部については、*MLA Handbook* に従う。
6. 略歴をつける。
7. 原稿の採否は編集委員会が決定する。
8. 校正は再校まで執筆者が行うこととするが、この際の訂正加筆は植字上

の誤りに関するもののみとし、内容に関する訂正加筆は認めない。内容に関して訂正加筆した場合は、掲載を取り消すこともある。

9. 投稿規定に違反した論文は審査の対象にならない。

(申し合わせ事項)

1. 論文が掲載された執筆者には、無料で10部の当該号を進呈する。
2. 本誌掲載の論文等の著作権は日本ロレンス協会に所属するものとし、第3者機関を通してインターネット上でも公開する。ただし、論文等の執筆者が当該論文を著作の一部として使用する場合は、協会の許可を得なくても良い。
3. 本誌掲載論文の中から優れたものに「西村孝次賞」(2005年度創設)を授与し、大会の席で表彰する。
4. 執筆者による『D. H. ロレンス研究』掲載論文のインターネット上での公開について
 - (1) 掲載された形でのみ公開可能とする。
 - (2) 『D. H. ロレンス研究』当該号刊行後、12か月が経過していることとする。
 - (3) 公開場所については、執筆者個人のWebサイト、機関リポジトリ、研究資金助成期間のWebサイト、非営利電子論文アーカイブ、いずれも認める。
 - (4) 公開に際しては、①著作権が日本ロレンス協会に属することを明示する ②出典は『D. H. ロレンス研究』であることを明示する ③利用は著作権の範囲内に限られる旨の表示を行う。
 - (5) 公開した場合、事後に日本ロレンス協会に報告する。